

第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画策定方針 補足資料

手引き等の説明【2（3）関係】

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）とは、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、基本的考え方や量の見込みの算出について国が示したものの。
- ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 平成31年4月23日）とは、第一期手引きの内容に追加、修正が必要な項目を中心に、第2期計画の作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を国が示したものの。
- ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定基本指針（7月中を目途に改正）とは、国が定めた現行の指針に、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させたものの。

他計画の説明【2（4）関係】

- ・次世代育成支援行動計画
少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられた計画。
- ・自立促進計画（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）
ひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び国の基本方針に基づき策定する計画。
- ・母子保健計画
母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進し、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画。
- ・子どもの貧困対策推進計画
子どもの貧困対策の推進に関する法律により、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を市区町村が策定することが努力義務となったもの。

県が実施した調査の説明【2（5）関係】

- ・県が実施した子どもの生活に関する調査とは、埼玉県子育て応援計画を、来年度より実効性の高い計画へと改訂するための基礎調査で、貧困対策を施策として立案するためには、子どもたちをとりまく状況を把握し、貧困の連鎖の要因を解消していくための検討が必要となることから、狭山市を含む6市町を対象とし調査を実施したものの。

子どもの年齢	調査期間	調査方法
小学2・5年生、 中学2年生	H30.7.5～7.15	小・中学校を通じて児童・生徒に配布し 回収
5歳	保育所 H30.8.1～8.17 幼稚園等 H30.9.1～9.14	保育所・幼稚園を通じて保護者に配布し 回収
0歳	H30.8.1～10.15	健診時に直接配付、各家庭への郵送により 配布し、郵送で回収

※21,673件送付、17,129件回答（回収率79%）

アンケート調査に基づくニーズ量の算出【2（5）関係】

子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査（以下、アンケート調査）の結果に基づくニーズ量の算出は、内閣府から示された「市町村子ども・子育て支援事業における『量の見込み』の算出等のための手引きに従って行われます。

ニーズ量は事業毎に算出します。算出にあたっての基本的な考え方は、以下の通りです。

$$\boxed{\text{ニーズ量}} = \boxed{\text{子どもの人数}} \times \boxed{\text{利用意向率}}$$

子どもの人数：計画期間中の各年に、各事業の対象となる子どもの人数

利用意向率：各事業の対象となる家庭のうち、その事業の利用を希望する家庭の割合

各年の子どもの人数は、狭山市人口ビジョンによる数値と当該自治体における過去5年の各歳別の人口の実績値等（実績データ）をもとに、コーホート変化率法^{※1}により推計した数値とを比較検討し使用します。

※1 コーホート変化率法：ある年の性別・年齢別人口を基準人口として、それをもとに一定期間における変化率を求め、将来人口を推計する手法。コーホートとは、同年に生まれた集団のこと。

推計は、「住民基本台帳人口実績」、「出生数」合計、「出生数」の男女別数、年齢階級別の女子人口実績の各実績データと内閣府が提供したワークシートを用いて行います。

諸計画の説明【3関係】

・狭山市地域福祉推進計画（H27.3）

地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした狭山市地域福祉計画と、地域福祉の推進に向け、地域福祉活動団体との相互協力により策定した社協による民間活動・行動計画である狭山市地域福祉活動計画を一体的に策定。

・狭山市障害者福祉プラン（H30.3）

障害者が住みなれた地域で互いに尊重し、助け合いながら自立して生活できる共生型のまちづくりおよび、計画的かつ継続的な障害者施策を推進することを目的に策定。

・健康日本21狭山市計画・狭山市食育推進計画（H29.3）

市民と力を合わせ健康づくり活動を推進し、健康づくりの指針となるべく策定された計画。

・狭山市男女共同参画プラン（H29.3）

社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応し、男女共同参画社会実現のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。

・狭山市教育振興基本計画（H28.7）

教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について策定された、国及び埼玉県の教育振興基本計画を参酌して策定した計画。